

瀬戸市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第12号

瀬戸市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保健衛生) 第10条 <u>統括園長及び園長（以下「園長等」という。）</u> は、入所する児童及び職員に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第12条に定める健康診断等を行わなければならない。	(保健衛生) 第10条 <u>園長</u> は、入所する児童及び職員に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第12条に定める健康診断等を行わなければならない。
(非常災害対策) 第11条 <u>園長等</u> は、災害の発生のおそれのある箇所及び消火、避難、警報その他の非常災害に際して必要な設備を毎日点検するとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に入所者その他児童の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。	(非常災害対策) 第11条 <u>園長</u> は、災害の発生のおそれのある箇所及び消火、避難、警報その他の非常災害に際して必要な設備を毎日点検するとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に入所者その他児童の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。
2 <u>園長等</u> は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を職員に周知するとともに、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。	2 <u>園長</u> は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を職員に周知するとともに、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
3 <省略>	3 <省略>

<p>(施設及び設備の管理等)</p>	<p>(施設及び設備の管理等)</p>
<p>第12条 <u>園長等</u>は、施設及び設備の管理保全に努め、常にその現況を明らかにしておかなければならない。</p>	<p>第12条 <u>園長</u>は、施設及び設備の管理保全に努め、常にその現況を明らかにしておかなければならない。</p>
<p>2 <u>園長等</u>は、施設における業務に支障を来さない限りにおいて、施設及び設備を一時他に使用させることができる。</p>	<p>2 <u>園長</u>は、施設における業務に支障を来さない限りにおいて、施設及び設備を一時他に使用させることができる。</p>
<p>(事故の報告)</p>	<p>(事故の報告)</p>
<p>第13条 <u>園長等</u>は、災害、集団疾病等の事故が生じた場合並びに施設及び設備の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷した場合は、速やかに市長に報告するとともに、必要な手続をとらなければならない。</p>	<p>第13条 <u>園長</u>は、災害、集団疾病等の事故が生じた場合並びに施設及び設備の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷した場合は、速やかに市長に報告するとともに、必要な手続をとらなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。